國學院大學学術情報リポジトリ

『史通』疑古篇小考

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-03-25 キーワード (Ja): 劉知幾, 史通, 疑古, 尚書, 唐代学術思想 キーワード (En): 作成者: 名越, 健人 メールアドレス: 所属:
URL	https://k-rain.repo.nii.ac.jp/records/2000220

『史通』疑古篇小考

名越健人

一、はじめに

劉知幾（六六一年～七二一年）字は子玄は、唐の高宗から玄宗の治世を生きた人物である。史書の伝には幼少より史書を好み、史職に従事したと伝える。[1] 彼が著した『史通』は、『史記』・『漢書』をはじめとした史書への多岐に亙る論評を含む。

『史通』に対して後世の評価は、芳しくないものも見られる。唐末の柳璨『史通析微』を嚆矢として、多数の批判的な評価を受けてきた。[2] これらの主な原因は、『尚書』・『論語』の記述への疑義が示される疑古篇と『春秋』への批判が示される惑経篇による。[3]

本稿で対象とする疑古篇には、『尚書』及び『論語』の記述への「其の疑事」が十條列挙され、その主な矛先は、当時、神聖視されていた堯・舜・禹の禅譲説話や夏・殷・周の治世等に向けられている。こうした姿勢は尚古主義的な思考が中心を占める中国において、類を見ないものであり、先のような批判を被ったのである。[4]

しかし、『史通』はそうした批判的な評価を受けてきた一方で、後世の史書の編纂方法や、学術に影響を与えたことも明らかにされている。そうであるならば、疑古篇も同様に後世の学術への影響についての指摘が可能なのではないのだろうか。[5]

劉知幾が生きた後の中唐期に勃興した学術思想は、旧来の経学や思想を打開し、宋代の学術の先駆となったと評価される。[6] しかし、こうした学術の形態は中唐期に突発的に発生したのではなく、初唐・盛唐期に胚胎された意識であったと考えるべきである。したがって、本稿で初唐より盛唐

を生きた劉知幾の『史通』、特に中唐期の学術に影響を与えた痕跡が確認できる疑古篇を検討の対象とし、その様相を解明する手がかりとしたい。

また、疑古篇への先行研究の指摘を見てみると、かつて顧頡剛氏を中心とした近代疑古史学派がその先蹤として位置付けたことから、未だこうした評価を下しているものや、[7]近代史学の合理性や科学性が働いているとするものもある。[8]いずれも、疑古篇の内面に踏み込めた指摘とは言えない。一方で疑古篇の「其の疑事」で取られる懐疑の論証方法に着目した指摘もあるが、その分類や位置づけに些か疑問が残るというのが実情である。[9]

本稿では、こうした先行研究の成果や課題を踏まえつつ、まず、疑古篇の前提として介在する劉知幾の『尚書』への認識を確認し、次に「其の疑事」十條の論証方法の側面から分類し、そこに見える思考とそれが後世に与えた影響とについて検討していきたい。なお、『史通』のテキストは、清の浦起龍の通釈が付された『史通通釋（清代学術名著叢刊）』（上海古籍、二〇〇九年）と『明本史通（國學基本典籍叢刊）』（國家圖書館出版社、二〇一九年）を、各正史については中華書局の標点本を用いた。また、便宜上、引用資料に傍線とアルファベットを入れた箇所もある。

二、劉知幾の『尚書』観

本節では疑古篇の「其の疑事」十條への検討に進む前に、その前提となる劉知幾の『尚書』への認識について、『史通』載言篇と六家篇、及び疑古篇の冒頭の記述とに基づいて確認しておきたい。

まず、『史通』載言篇には『尚書』について以下のようにある。

古者言は『尚書』と爲り、事は『春秋』と爲り、左右の二史は、分れて其の職を尸（つかさど）る。

古者言爲『尚書』、事爲『春秋』、左右二史、分尸其職。

『史通』載言篇

『漢書』芸文志の『尚書』は「記言」の史であり、『春秋』は「記事」の史であるという位置づけを踏襲し、『尚書』は「記言」の史としているのである。[10]また、史書を体裁の面から六種に分類し、それぞれその源流と展開にについて考察した六家篇[11]では、『尚書』家の起源と『尚書』について以下のような見解を示している。

…『尚書』家なる者は、其の先は太古に出づ。（中略）蓋し『書』の主る所は、號令に本づき、王道の正義を宜べ、話言を臣下に發する所以なり。故に其の載する所は、皆な典・謨・訓・誥・誓・命の文なり。堯・舜の二典の直だ人事を序し、禹貢の一篇の唯だ地理を言ひ、洪範の災祥を總述し、顧命の都て喪禮を陳ぶるが如きに至りては、茲れも亦た例の不純爲る者なり。

…『尚書』家者、其先出於太古。（中略）蓋『書』之所主、本於號令、所以宜王道之正義、發話言於臣下。故其所載、皆典・謨・訓・誥・誓・命之文。至如堯・舜二典直序人事、禹貢一篇唯言地理、洪範總述災祥、顧命都陳喪禮、茲亦爲例不純者也。

『史通』六家篇

『尚書』の主な記述は王の号令、宣言、話言とする。つまり、ここでも『尚書』に対して「言」を記した「記言」という枠組みを設定しているのである。さらに「言」以外を記載する堯典・舜典・禹貢・洪範・顧命は体例に不純なものであるとも述べている。要するに『尚書』に対して芸文志の位置づけを踏襲しつつ、より強く「記言」という枠組みを意識していると言えるのである。

次に疑古篇の冒頭では、『尚書』に以下のような欠点があるとする。

…斯れ由り談ずれば、並びに古人 事を輕ろんじ言を重んずるの明效なり。然らば則ち上は唐堯より起こし、下は秦穆に終ふるまで、其の『書』の錄する所は、唯だ百篇有るのみ。而れども『書』の載する所は、言を以て主と爲す。廢興行事に至りては、萬に一を記さず。其の缺略を語れば、勝げて道ふべからず。故に後人をして言有らしむ、唐・虞以下の帝王の事は、未だ明らかにし易からざるなりと。

…由斯而談、並古人輕事重言之明效也。然則上起唐堯、下終秦穆、其『書』所錄、唯有百篇。而『書』之所載、以言爲主。至於廢興行事、萬不記一。語其缺略、可勝道哉。故令後人有言、唐・虞以下帝王之事、未易明也。

『史通』疑古篇

『尚書』の記録は堯より秦の穆公までを百篇、「言」を主体とするものである。国家の興廃や行事に至ってはほとんど記されておらず、欠略を指摘すれば数えきれないほどあり、堯・舜以下の帝王の行事は、明らかにし難いとある。

つまり、『尚書』の記載は「言」のみであり、「事」については遺漏が多いとするのである。疑古篇の「其の疑事」十條では、これらに対して指摘していくのであり、こうした認識が疑古篇の「其の疑事」十條の前提として通底しているのである。

三、疑古篇「其の疑事」十條について

本節では「其の疑事」十條をその懐疑の論証方法に依拠して分類し、検討を行う。以下の引用は全て疑古篇からである。

1、「其の疑事」の論証手法による分類

「其の疑事」十條の懐疑の論証の手法の相違から「諸子の異説」を引用する例と、歴史的故事と比較した例との二種に分類した。そもそもこの分類は、疑古篇の末尾に見える以下の記述に基づいた。

a、

…今 其の正經雅言の、理に曉(あき)らかにし難き有るもの、諸子の異説の、義に憑るべき或るものを取り、參へて之を會し、以て相ひ研覈す。…

b、

夫れ遠古の書と、近古の史とは、唯だに繁約 類せざるのみに非ず、亦た向背 皆な殊なれり。何者となれば、近古の史や、言は唯だ詳備し、事は甄擇を罕にす。夫の學者をして一邦の政を睹しむれば、則ち善悪相ひ參じ、一主の才を觀しむれば、賢愚は殆んど半ばす。遠古に至れば則ち然らず。夫れ其の録する所や、略ぼ綱維を舉げ、務めて褒諱を存し、其の終始を尋ぬれば、隱没する者多し。嘗試みに之を言へば、向(も)使し漢・魏・晉・宋の君、上代に生まれ、堯・舜・禹・湯の主、中葉に出で、史官をして地を易へて書き、各おの時事を敍せしめ、其の得失を校ぶれば、固より未だ量るべからず。…

a、

…今取其正經雅言、理有難曉、諸子異説、義或可憑、參而會之、以相研覈。…

b、

夫遠古之書、與近古之史、非唯繁約不類、亦向背皆殊。何者、近古之史也、言唯詳備、事罕甄擇。使夫學者睹

一邦之政、則善惡相參、觀一主之才、而賢愚殆半。至於遠古則不然。夫其所錄也、略舉綱維、務存褒諱、尋其終始、隱沒者多。嘗試言之、向使漢・魏・晉・宋之君、生於上代、堯・舜・禹・湯之主、出於中葉、俾史官易地而書、各敍時事、校其得失、固未可量。…

a、経書の雅言の中で道理において明らかにし難いもの、「諸子の異説」で依拠すべきものを取り上げ、参照して考察したとある。つまり、論証方法として「諸子の異説」を引用しているのである。これは傍証として他の文献を引用する形で表れており、「其の疑事」十條のうち五條確認できた。

b、「今古」の史書は言事を詳述するが、「遠古」の史書は、大綱を挙げるのみで、隠没している箇所が多いとする。特に傍線部の上古の君主と漢～六朝の君主とを同一視している点に注目したい。これは「其の疑事」十條のうち禅譲をはじめとした上古の出来事に対して、春秋時代から魏晋期の歴史的故事と比較する形で表れており、七條確認できた。なお、十條の中、二條は以上の二種の方法が併用されている。

さて、こうした記述により「其の疑事」十條を、ひとまず「諸子の異説」を引用した例と、歴史的故事と比較した例とに分類した。本稿では紙幅の都合上、この二種の中、歴史的故事と比較する例を中心に検討していきたい。それは、歴史的故事と比較する例が「其の疑事」十條中多く確認でき、疑古篇の思考の中核であるということと、かつまた後世の学術思想に類似性が確認できるためである。なお、「諸子の異説」を引用した例については、本稿の末尾に附記として原文と要約を載せているため、参照されたい。

2、「其の疑事」十條の様相―歴史的故事と比較する例を中心として―

前節で「其の疑事」十條をその懐疑の論証手法に依拠して二種に分類した。本節では、「其の疑事」十條の検討へと進みたい。

「其の疑事」の二條目に以下のようにある。

堯典の序に又た云はく、「將に位を遜(のが)れんとして、虞舜に讓る」と。孔氏の注に曰はく、「堯 子の丹朱の不肖なるを知り、故に禪位の志有り」と。案ずるに『汲冢瑣語』に云はく、「舜は堯を平陽に放つ」と。而して書に云はく「某地に城有り、囚堯を以て號と爲す」と。

識者は斯の異説に憑りて、頗る禪授を以て疑と爲す。然らば則ち此の二書を觀れば、已に證と爲すに足る者なれども、猶ほ未だ睹ざる所有るなり。何者となれば、『山海經』の、放勳の子を謂ひて帝丹朱と爲し、而して君を帝に列する者に據れば、舜は堯を廢すと雖も、仍ほ堯の子を立て、俄かに又た其の帝を奪う者に非ずとするを得んや。近古の奸雄奮發し、自ら勤王と號する有るを觀れば、或いは父を廢して其の子を立て、或いは兄を黜けて其の弟を奉じ、始めは則ち相ひ推戴するを示すも、終に亦た其の簒奪を成す。諸を歴代に求むれば、往往にして有り。必ず古を以て今に方ぶれば、千載揆を一にす。斯れ則ち堯の舜に授くるは、其の事明らかにし難く、之を讓國すと謂ふは、徒だ虚語なるのみ。其の疑はしきの二なり。

堯典序又云、「將遜於位、讓于虞舜。」孔氏注曰、「堯知子丹朱不肖、故有禪位之志。」案『汲冢瑣語』云、「舜放堯於平陽。」而書云「某地有城、以囚堯爲號。」識者憑斯異説、頗以禪授爲疑。然則觀此二書、已足爲證者矣、而猶有所未睹也。何者、據『山海經』、謂放勳之子爲帝丹朱、而列君於帝者、得非舜雖廢堯、仍立堯子、俄又奪其帝者乎。觀近古有奸雄奮發、自號勤王、或廢父而立其子、或黜兄而奉其弟、始則示相推戴、終亦成其簒奪。求諸歴代、往往而有。必以古方今、千載一揆。斯則堯之授舜、其事難明、謂之讓國、徒虚語耳。其疑二也。

『尚書』堯典の序とその孔安国伝には、堯は舜に禪譲したとある。しかし、『汲冢瑣言』や書（詳細不明）には、舜が堯を放逐し、囚役したとあり、さらに『山海経』（海内南経篇）には堯の子である丹朱を帝に列したという記述がある。そこで堯は舜を退位させ堯の子を立て、舜がすぐに簒奪したとする。こうした例は、歴代に往々にしてあり、堯から舜への禪譲を讓国と言うのは虚構であろうと指摘する。

先述したように二種の手法が併用されている。一つは『汲冢瑣語』・書（書名不明）・『山海経』の記述を傍証として引用する、すなわち「諸子の異説」を引用する手法である。二つ目は傍線部以下の記述から示されるように、近古の事例と比較する、すなわち歴史的故事と比較するという手法である。特に「必ず古を以て今に方ぶれば、千載揆を一にす」とあることから、前節で示した上古の君主と漢～六朝の君主とを同一視する思考が如実に表れていると言える。

次に「其の疑事」三條目には以下のようにある。

『虞書』舜典に又た云はく、「五十載にして、方に陟りて乃ち死す」と。注に云はく、「蒼梧の野に死し、因りて葬らる」と。案ずるに蒼梧なる者は、楚に於いては則ち川をば汨羅と號し、漢に在りては則ち邑を零・桂と稱す。地は百越を總べ、山は五嶺を連ぬ。人風は棵劃し、地氣は敲瘴たり。百金の子を使ひせしむと雖も、猶ほ其の途を經履するを憚からしむ、況んや萬乘の君を以て、其の國に巡幸するに堪へんや。且つ舜は必ず精華 既に竭き、形神 勞を告ぐるを以て、茲の寶位を舍つること、重負を釋くがごとし。何ぞ以て垂歿の年に、更に不毛の地を踐むを得んや。兼ねて復た二妃は從はず、生きながら離るるを怨曠して、萬里依る無く、孤魂 溘ち盡く。讓王の高蹈は、豈に其れ是のごとき者ならんや。古自り人君の廢逐せらるるものの、夏桀の南巢に放たれ、趙嘉の房陵に遷され、周王の彘に流され、楚帝の郴に徙さるるがごときを歴觀すれば、其の艱棘を語れば、未だ斯のごときの甚しき者有らざるなり。斯れ則ち方に陟りての死すとは、其れ殆ど文命の志ならんか。其の疑はしきの三なり。

『虞書』「舜典」又云、「五十載、陟方乃死。」注云、「死蒼梧之野、因葬焉。」案蒼梧者、於楚則川號汨羅、在漢則邑稱零・桂。地總百越、山連五嶺。人風棵劃、地氣敲瘴。雖使百金之子、猶憚經履其途、況以萬乘之君、而堪巡幸其國。且舜必以精華既竭、形神告勞、舍茲寶位、如釋重負。何得以垂歿之年、更踐不毛之地。兼復二妃不從、怨曠生離、萬里無依、孤魂溘盡。讓王高蹈、豈其若是者乎。歴觀自古人君廢逐、若夏桀放於南巢、趙嘉遷於房陵、周王流彘、楚帝徙郴、語其艱棘、未有如斯之甚者也。斯則方陟之死、其殆文命之志乎。其疑三也。

『尚書』舜典及びその孔安国伝に舜は「蒼梧」に死没したとある。その地は南方の異民族の地であり、その風土や気候から、富裕の子ですら嫌がる不毛の地である。また、舜の二妃は従っておらず、一人で死んでいったことになり、讓位した舜の隠居としては不自然である。歴代の人君で廃位された夏の桀王や趙の遷、周の厲王、楚の義帝を見れば、これより甚だしいものはなく、禹の意図であったのではないかと疑義を示す。

このように舜の死没した場所の不自然さから、禹が舜を

放逐したと疑問を示し、傍線部では夏・春秋戦国・秦漢期の廃位された君主を先例として列挙している。つまり、ここでも歴史的故事と比較する手法が用いられているのである。

次に「其の疑事」四條目に以下のようにある。

『汲冢書』に云はく、「舜は堯を平陽に放ち、益は啓の誅する所と爲る」と。又た曰はく、「太甲は伊尹を殺して、文丁は季歴を殺す」と。凡そ此の數事は、語は正經と異なる。其の書は近く出でて、世人 多く之を信ぜざるなり。案ずるに舜の堯を放つは、事の別説無きも、其の情を驗するに足ること、已に篇前に於いて之を言ふこと詳らかなり。夫れ唯だ益と伊尹との戮せらるるは、並びに正書に於いて猶ほ其の證無し。推して之を論ずれば、啓の益を誅するがごときは、仍りて覆ぶべきなり。何者となれば、舜は堯を廢して丹朱を立て、禹は舜を黜けて商均を立つ。益は機權を手握し、勢は舜・禹と同じくし、而して故事に因り循ひ、坐して天祿を膺けんと欲す。其の事は成らずして、自ら伊の咎を貽す。夫の近古の簒奪を觀れば、桓は獨り全うせず、馬は仍りて正に反る。啓の益を誅するがごとき

は、亦た由ほ晉の玄を殺すがごときか。舜・禹の相ひ代はり、事業 皆な成り、唯だ益のみ覆車し、辜に夏后に伏するが若きも、亦た猶ほ桓の曹・馬に效ひて、而れども獨り元興の禍を致すがごとき者か。其の疑はしきの四なり。

『汲冢書』云、「舜放堯於平陽、益爲啓所誅。」又曰、「太甲殺伊尹、文丁殺季歴。」凡此數事、語異正經。其書近出、世人多不之信也。案舜之放堯、無事別説、足驗其情、已於篇前言之詳矣。夫唯益與伊尹見戮、並於正書猶無其證。推而論之、如啓之誅益、仍可覆也。何者、舜廢堯而立丹朱、禹黜舜而立商均。益手握機權、勢同舜・禹、而欲因循故事、坐膺天祿。其事不成、自貽伊咎。觀夫近古簒奪、桓獨不全、馬仍反正。若啓之誅益、亦由晉之殺玄乎。若舜・禹相代、事業皆成、唯益覆車、伏辜夏后、亦猶桓效曹・馬、而獨致元興之禍者乎。其疑四也。

『汲冢書』の記述は経書と相違しており、益（禹の臣）と伊尹（殷の臣）が殺されたのは、経書や史書の正しい記録に証拠がないが、啓（禹の息子）が益を誅殺したのは推論できる。舜は堯を廃位させて堯の子の丹朱を立て、禹は

舜を退け舜の子の商均を立てた。益は権力を握り、舜・禹の故事にならい、天子の座に即こうとした。しかし成就せず罪を残してしまったのである。ただ益のみ失敗し、啓に殺されたのは、まるで東晋の桓玄が魏と晋との簒奪を模倣するも、ひとり元興の禍[12]を致すこととなったようなものであると指摘する。

ここも二種の手法が併用されている。前半部は傍証として『汲冢書』が引用され、傍線部では魏晋期に起きた王位簒奪と比較して論証されている。やはり後者も歴史的故事と比較する手法が用いられていると言える。

次に「其の疑事」六條目に以下のようにある。

夫れ五經の言を立つるや、千載猶ほ仰ぐも、而れども其の前後を求むれば、理は甚だ相ひ乖る。何者となれば、周の盛なるを稱するや、則ち三分して二を有つと云ひ、商紂を獨夫と爲すと。殷の敗るるを語るや、又紂は臣億萬人有り、其の亡ぐるや流血 杵を漂はすと云ふ。斯れ則ち是非に準無く、向背 同じからざる者なり。又た案ずるに武王は泰誓を爲りて、紂の過失を數ふるも、亦た猶ほ近代の呂相の晉の爲に秦を絶ち、陳琳の袁の爲に魏を檄する有るがごとく、之に罪を加へんと欲すれば、能く辭無からんや。而して後來の諸子は、其の僞說を承けて、競ひて紂の罪を列し、五經に倍する有り。故に子貢 曰はく、「桀・紂の惡は是に至らず。君子は下流に居ることを惡む」と。班生も亦た云はく、「安んぞ婦人に據りて朝に臨むこと有らんや」と。劉向 又た曰はく、「世人に父を弑して君を害する有るも、桀・紂は是に至らず。而れども天下の惡者を歸するは必ず桀・紂を以て先と爲す」と。此れ其の古自り辛・癸の罪を言ふは、將た厚く誣ふる者に非ずや。其の疑はしきの六なり。

夫五經立言、千載猶仰、而求其前後、理甚相乖。何者、稱周之盛也、則云三分有二、商紂爲獨夫。語殷之敗也、又云紂有臣億萬人、其亡流血漂杵。斯則是非無準、向背不同者焉。又案武王爲泰誓、數紂過失、亦猶近代之有呂相爲晉絕秦、陳琳爲袁檄魏、欲加之罪、能無辭乎。而後來諸子、承其僞說、競列紂罪、有倍五經。故子貢曰、「桀・紂之惡不至是。君子惡居下流。」班生亦云、「安有據婦人臨朝。」劉向又曰、「世人有弑父害君、桀・紂不至是。而天下歸惡者必以桀・紂爲先。」此其自古言辛・癸之罪、將非厚誣者乎。其疑六也。

五経の記述は道理に矛盾するものが多い。『論語』（泰伯篇）では、周が天下の三分の二を有し、『尚書』（泰誓篇）では紂は民の信頼を失ったとする。しかし、『尚書』（泰誓篇）は家臣が億万人いたとあり、『尚書』（武誓篇）では兵士が大量の血を流したとある。特に武誓の武王が紂の罪を責めたのは後世にも同様な例があるとし、さらに子貢・班固・劉向の言説を引き、桀・紂はそれほど暴虐でなかったと指摘する。

傍線部には武王が泰誓を作成して、紂の過失を責めたのは、まるで晋の呂相が自国のために秦の過失を責めて関係を絶ち、[13] 陳琳が袁紹のために曹操の過失を責める檄文を草したのと同じようなものであるとある。[14] つまり、『尚書』泰誓篇を、春秋時代の晋の呂相・後漢の陳琳が敵君の過失を責めたことと同一視しており、ここでも上古の事例を後の時代の故事と比較して疑義を示しているのである。

次は「其の疑事」七條目に以下のようにある。

微子之命篇の序に云はく、「武庚を殺す」と。案ずるに祿父は即ち商紂の子なり。社稷は傾覆し、家國は淪亡し、父の首は梟懸せられ、母の軀は分裂せらるるに屬し、永く言に怨恥し、生人 二と莫し。向使し其れ侯服して周に事へ、而して軀を全うして其の妻子を保んずるも、天を仰ぎ地を俯し、何を以てか生と爲さん。齒を含み髪を戴せ、何を以て貌を爲さんや。既にして二叔と合謀し、節を三監に徇ふは、君親の怨は除かれずと雖も、而れども臣子の誠は見るべし。諸を名教に考ふれば、生死に慚づる無し。議する者は苟しくも其の功業の成らざるを以て、便ち頑人を以て目と爲す。必ず是くの如くんば、則ち君に夏少康の若き有り、臣に伍子胥の若き有るに、向若し仇を隕き怨を雪がんとすとも、衆は敗れ身は滅ぶれば、亦た當に迹を醜徒に隷し、名を逆黨に編むべき者ならんや。其の疑はしきの七なり。

微子之命篇序云、「殺武庚。」案祿父即商紂之子也。屬社稷傾覆、家國淪亡、父首梟懸、母軀分裂、永言怨恥、生人莫二。向使其侯服事周、而全軀保其妻子也、仰天俯地、何以爲生。含齒戴髪、何以爲貌。既而合謀二叔、徇節三監、雖君親之怨不除、而臣子之誠可見。考諸名教、生死無慚。議者苟以其功業不成、便以頑人爲目。必如是、則有君若夏少康、有臣若伍子胥、向若隕仇雪怨、衆敗身滅、亦當隷迹醜徒、編名逆黨者邪。其疑七也。

『尚書』微子之命篇の序に「紂の子である武庚を殺した」とある。武庚が管叔・蔡叔と共謀し、三監として忠節をつくして死んだのは、君親の怨みはらせなかったが、臣子としての誠実さは見て取れるとする。しかし議論する者は頑人と評価するが、それでは、夏の少康や楚の伍子胥が君親の仇討ちに失敗して身を滅ぼしていれば、逆賊となるのであろうかと比較して疑義を示す。

ここでもまた、夏の少康と楚の伍子胥といった歴史的故事と比較して論が結ばれているのである。

次は「其の疑事」八條目に以下のようにある。

『論語』に曰はく、「大なるかな、周の德や。天下を三分して其の二を有つも、猶ほ殷に服事す」と。案ずるに『尚書』の序に云はく、「西伯 黎に戡ち、殷は始めて周を咎む」と。夫れ姬氏の爵は乃ち諸侯なるも、而れども輒ち征伐を行ひ、怨を王室に結ぶも、殊に愧畏する無し。此れ則ち『春秋』の荊蠻の諸姬を滅し、『論語』の季氏の顓臾を伐つものなり。又た案ずるに謀書に曰はく、「朱雀あり云云、文王 命を受けて王を稱す云云」と。夫れ天に二日無く、地に惟だ一人のみ、有殷 猶ほ存して、而も王號は遽かに立つ。此れ即ち『春秋』の楚及び吳・越の僭號して天子を陵ぐなり。然らば則ち黎に戡ち崇を滅し、自ら王と同じくするは、服事の道、理は斯の如くならず。亦た猶ほ近き者は魏の司馬文王の權臣を害して、少帝を黜け、坐するに九錫を加へ、行くに六馬を駕するがごとし。其の歿するに及びてや、荀勖 猶ほ之を人臣以て終はると謂ふ。蓋し姬の殷に事ふるや、當に馬の魏に臣たるに比すべく、必ず周德の大なるを稱するは、亦た虛しく其の說を爲さずや。其の疑はしきの八なり。

『論語』曰、「大矣、周之德也。三分天下有其二、猶服事殷。」案『尚書』序云、「西伯戡黎、殷始咎周。」夫姬氏爵乃諸侯、而輒行征伐、結怨王室、殊無愧畏。此則『春秋』荊蠻之滅諸姬、『論語』季氏之伐顓臾也。又案謀書曰、「朱雀云云、文王受命稱王云云。」夫天無二日、地惟一人、有殷猶存、而王號遽立。此即『春秋』楚及吳・越僭號而陵天子也。然則戡黎滅崇、自同王者、服事之道、理不如斯。亦猶近者魏司馬文王害權臣、黜少帝、坐加九錫、行駕六馬。及其歿也、而荀勖猶謂之人臣以終。蓋姬之事殷、當比馬之臣魏、必稱周德之大者、不亦虛爲其說乎。其疑八也。

『論語』泰伯篇に周は天下の三分の二を保有したとあり、『尚書』西伯戡黎篇の序には文王は黎に攻め入り、殷はそれを憎んだとある。周は諸侯であるが征伐を行い、これは『春秋』の荊蛮や『論語』の季氏のようであるとする。また、周が王を称したのは、『春秋』の楚・呉が王を僭称したようなものであるとする。さらに近年の晋の司馬昭が帝位を簒奪したのと同じであるとし、周が殷に仕えていたのは、司馬氏が魏に仕えていたことに比すべきであり、周の徳を賛美することに疑義を示す。

ここでは、周の行いに対して、魯の季氏の僭主や、春秋時代の楚・呉が王位を僭称したこと、また末尾には司馬氏の簒奪の例と比較する手法が取られている。

最後は「其の疑事」十條目に以下のようにある。

『尚書』金縢篇に云はく、「管・蔡 流言して、公 將に孺子に利からざらんとす」と。『左傳』に云はく、「周公 管叔を殺して蔡叔を放つ、夫れ豈に愛せざらんや、王室の故なり」と。案ずるに『尚書』君奭篇の序に云はく、「召公は保と爲り、周公は師と爲り、成王を相けて、左右と爲る。召公は說ばず」と。斯れ則ち旦は不臣の禮を行ひ、主を震はすの威を挾み、迹は疑似に居り、坐して訕謗を招く。奭の亞聖の德を以て、明允の才を負ふと雖も、其の事を目睹すれば、猶ほ憤懣を懷けり。況んや彼の二叔なる者の、才は中人に處り、地は下國に居りて、異議を側聞すれば、能く猜を懷かざらんや。其の戈を推して反噬するを原ぬれば、事は我を誤るに由る。而して周公 自ら誠ならざるを以て、遽かに顯戮を加ふ。夫の漢代の淮南を赦し、阜陵を寛すと、一に何ぞ遠きや。斯れ則ち周公は友于の義に於いて薄し。而して『書』の述ぶる所は、用て美談と爲すは、何ぞや。其の疑はしきの十なり。

『尚書』金縢篇云、「管・蔡流言、公將不利於孺子。」『左傳』云、「周公殺管叔而放蔡叔、夫豈不愛、王室故也。」案『尚書』君奭篇序云、「召公爲保、周公爲師、相成王、爲左右。召公不說。」斯則旦行不臣之禮、挾震主之威、迹居疑似、坐招訕謗。雖奭以亞聖之德、負明允之才、目睹其事、猶懷憤懣。況彼二叔者、才處中人、地居下國、側聞異議、能不懷猜。原其推戈反噬、事由誤我。而周公自以不誠、遽加顯戮。與夫漢代之赦淮南、寛阜陵、一何遠哉。斯則周公於友于之義薄矣。而『書』之所述、用爲美談者、何哉。其疑十也。

『尚書』金縢に「周公の兄弟である管叔と蔡叔が周公はよくないと流言した」とあり、『左氏伝』昭公元年には「周公は管叔を殺し、蔡叔を放伐したが、王室のためである」とある。二叔が反乱を起こし、周公は平和を乱すものとして制裁を加えた。これは漢の淮南厲王長（文帝の弟）と阜陵王延（明帝の弟）とが謀反を起こすも赦免された例に比較すれば、周公は兄弟親睦への義が薄かったと言えるとし、美談としていることに疑義を示す。

ここでも周公の二叔への態度に対して、傍線部では漢代の帝の弟が謀反を起こすも赦免された故事と比較がなされている。

以上、「其の疑事」十條の中、歴史的故事と比較した例七條を検討した。何れも上古の事柄に対して、春秋期から魏晋期の歴史的故事と比較する手法が取られていたことが確認できた。これは前節で確認した上古の君主も近世の君主と同一視する思考、または歴史への認識の表れであると言える。では、こうした思考や認識が後世の学術、特に中唐期の学術と如何なる関係にあるのかについて次節で触れておきたい。

四、中唐期の学術思想との類似性

本節では、疑古篇の思考が後世の学術に与えた影響について検討する。杜佑の『通典』及び中唐春秋学の中心人物である陸淳の学問に類似した思考が見えるため、本節で検討していきたい。

中唐期を生きた杜佑が著した『通典』は、上古から唐の天宝年間までの諸制度の沿革が通史的に記されており、その成書過程に関しては、看過してはならない点がある。それは、劉知幾の子息には劉秩がおり、彼は開元年間の末に『政典』なるものを著し、杜佑はそれをさらに発展させて『通典』を作成したことである。[15] こうした成書背景を持つ『通典』には以下のような記述が見える。

…漢・隋・大唐は、海内統一し、人戸は滋殖し、三代は儔（たぐ）ふ莫し。

…漢・隋・大唐、海内統一、人戸滋殖、三代莫儔。

『通典』職官、王侯総叙

…蓋し時の澆巧なるを嫉み、往昔の敦淳なるを美め、務めて以て其の慕向に勉むるを激勵するなり。然して

人の常情は、今を非として古を是とし、其の朴質にして事少きは、信に固に美むべし。而れども鄙風弊俗は、或いは亦た之れ有り。緬（はるか）に古の中華を惟へば、多く今の夷狄に類す。

…蓋嫉時澆巧、美往昔敦淳、務以激勵勉其慕向也。然人之常情、非今是古、其朴質事少、信固可美。而鄙風弊俗、或亦有之。緬惟古之中華、多類今之夷狄。

『通典』邊防序

前者は漢・隋・唐は天下を統一し人戸は増殖し、三代の治世はこれに匹敵しないとする。後者では、人々が尚古的に上古の文化を評価しているが、風俗の観点より見れば、上古の中華は今の夷狄に類するとしている。

これらのことから、杜佑は人口や風俗においては、上古の治世といえども神聖視しない主張を展開していたと言える。これは先に確認した『史通』疑古篇に見られた上古の君主も近世の君主と同一視する思考と類似している。つまり、疑古篇の思考や精神、延いては歴史認識は、劉知幾の子である劉秩『政典』を介して杜佑に共有されていたと言えるのではないか。

また、中唐期には啖助・趙匡・陸淳等を中心として、旧来と異なる春秋学である中唐春秋学が勃興した。その主な特徴は、従来の一般的に行われていた『春秋』に対して三伝何れかに依拠する手法を取らず、三伝を比較検討し、その上で自らの独自の解釈を下したという点にある。[16] こうした特徴を持つ中唐春秋学の中心的人物であった陸淳の学問については、柳宗元が書いた陸淳の墓表である「唐故給事中皇太子侍讀陸文通先生墓表」[17]に示されており、そこには以下のようにある。

呉郡の人陸先生質有り、其の師友天水の啖助泊（およ）び趙匡と、能く聖人の旨を知る。故に『春秋』の言は、是に及びて光明ありて、庸人・小童をして、皆な學を積みて以て聖人の道に入るべからしむ。聖人の教を傳ふれば、是れ其の德は豈に侈大ならずや。

有呉郡人陸先生質、與其師友天水啖助泊趙匡、能知聖人之旨。故『春秋』之言、及是而光明、使庸人・小童、皆可積學以入聖人之道。傳聖人之教、是其德豈不侈大矣哉。

『柳宗元集』巻九
「唐故給事中皇太子侍讀陸文通先生墓表」

先述のごとく陸質（淳）は啖助・趙匡等と交友し、『春秋』を学んだのであるが、その解釈は、「庸人・小童」なる者をして「聖人の道」に入れさせるものであって、「聖人の教」の伝授においてその功績は偉大であったとある。また墓表は以下のように続く。

蓋し道を講ずること二十年、書して之を志すこと又十餘年にして、其の事 大いに備はり、『春秋集注』十篇・『辯疑』七篇・『微指』二篇を爲る。大中を明章して、公器を發露す。其の道は聖人を以て主と爲し、堯舜を以て的と爲し、苞羅旁魄（混合するさま）し、上下を膠轕（駆馳するさま）して正より出でず。

蓋講道者二十年、書而志之者又十餘年、其事大備、爲『春秋集注』十篇、『辯疑』七篇、『微指』二篇。明章大中、發露公器。其道以聖人爲主、以堯舜爲的、苞羅旁魄、膠轕上下而不出於正。

『柳宗元集』巻九
「唐故給事中皇太子侍讀陸文通先生墓表」

陸淳は自己の学問を形成し、『春秋集注』・『春秋辯疑』・『春秋微指』等の著作をものした。それにより、「大中」を明らかにし「公器」を発明した。そして、その学問の「道」は聖人を主とし、堯・舜を目標とするものであったとある。[18]

その他に陸淳の学問は、陸淳から『春秋』を学んだ呂温が書いた祭文である「陸給事を祭る文」[19]からも窺える。そこには、呂温が陸淳から受けた言葉が載せられており、以下のようにある。

…且つ曰はく、子は吾の域に入るに非ず、堯舜の域に入れ。子は吾の奥を覩るに非ず、宣尼の奥を覩よ。…
…且曰、子非入吾之域、入堯舜之域。子非覩吾之奥、覩宣尼之奥。…

『呂和叔文集』巻八「陸給事を祭る文」

陸淳は、呂温に対して自身の領域でなく、堯・舜の領域に入り、自身の奥旨ではなく、孔子の奥旨に到達することを説いていた。つまり、陸淳の学問は、聖人への到達を目指していたのである。

こうした陸淳の学問に対する「聖人の道に入る」や「其の道は聖人を以て主と爲し、堯舜を以て的と爲す」という柳宗元の評価や、呂温が受けた陸淳の言葉から明らかに示

されているように、陸淳延いては中唐春秋学は、聖人に主体的に近づくことを志向していた。[20] そこには、劉知幾のような上古や聖人への懐疑は示されていない。しかし、聖人の道に接近しようとする姿勢は、聖人観の相対化であり、神聖視された上古の君主を近世の君主と同一視した劉知幾の歴史認識と、同じ方向性にあると言えるのではないのだろうか。[21]

五、結語

疑古篇の主張は、『尚書』を「言」のみを記した「記言」の史という強固な枠組みを設定し、「事」についての欠略が多いとする認識より出発したものである。そのため、疑古篇の懐疑の対象は全て「事」について向けられている。次に「其の疑事」十條で取られる論証方法を篇末の記述より分類すれば、他の文献を「諸子の異説」として引用した例と歴史的故事と比較がなされた例とに類別できた。特に後者は前者よりも例が多く確認される。それは、疑古篇において、上古の君主も近世の君主と同一視する思考や認識が、中核として通底していることを示していると言える。さらにその例に該当する條を検討したが、何れも上古の事柄を春秋期から魏晋期の歴史的故事との比較を通して、疑義が呈されていたことが確認できた。

また、こうした認識は劉知幾の子息の劉秩を介して杜佑『通典』に継承された痕跡や、中唐春秋学の主な担い手であった陸淳等の学問や聖人観も同一の方向性にあると言え、中唐期の学術との連絡性が確認し得る。これらの指摘が当を得ているのであれば、劉知幾の思考は、中唐期に興る学術の萌芽として位置づけられるのではないのだろうか。

しかしながら、疑古篇の主張と中唐の学術との関係性についての検討は不十分である。また、『史通』と後世の学術との関係性については、疑古篇以外にも確認し得る。今後は、これらの検討を進めて本稿の結論を補強していきたい。

注

（1）『新唐書』巻一三二及び『旧唐書』巻一〇二の劉知幾伝。

（2）『史通析微』は現存しないが、柳璨の伝は、『旧唐書』には巻一七九に、『新唐書』には巻一二三に立つ。『旧唐書』は「璨以へらく劉子玄の撰する所の『史通』の經史を譏駁すること當に過ぐるとし、璨子玄の失を紀して、別に十巻を爲り、『柳氏釋史』

と號し、學者は其の優贍に伏す（璨以劉子玄所撰『史通』譏駁經史過當、璨紀子玄之失、別爲十卷、號柳氏釋史、學者伏其優贍）」とあり、『新唐書』には「…劉子玄を譏訶して、『析微』を著し、時に或いは之を稱す…（譏訶劉子玄、著『析微』、時或稱之）」とある。なお、『直斎書録解題』（上海古籍出版社、二〇一五年）巻二二、文史類に「唐の柳璨撰、劉氏の失を譏評す（唐柳璨撰、譏評劉氏失）」とあり、『史通』の反駁書であったことが窺い知れる。また、唐以後『史通』の受容については、西脇常記氏『史通外篇』（東海大学出版会、二〇〇二年）解説部及び同氏の「宋代における『史通』」後に『唐代の思想と文化』（創文社、東洋学叢書、二〇〇〇年）所収、明・清代の受容については、増井経夫氏「明代史通學」（『東方學』第十五号、一九五七年）及び同氏「清代史通學」（『東方學論集　東方學會創立十五周年記念』、一九六二年）に詳しい。

（3）『四庫全書総目提要』史部四四、史評類、『史通』に「疑古・惑經の諸篇は、世の共に詬（のの）しる所なるは、言を待たざるなり（疑古・惑經諸篇、世所共詬、不待言矣）」とある。

（4）中国において批判的な思想を有した人物として、代表的なものとしては劉知幾以前に後漢の王充等が挙げられる。金谷治氏『金谷治中国思想論集下巻　批判的学問観の形成』（平河出版社、一九九七年）第一部、第二章「疑古の歴史」参照。劉知幾は王充に高い評価を与えており、この側面からの検討は今後の課題としたい。

（5）稲葉一郎氏「劉知幾の経書批判と中唐の新儒学運動」『中国史学史の研究』（京都大学学術出版会、二〇〇六年）所収、初出は「中唐の新儒家運動の一考察―劉知幾の経書批判と啖・趙・陸氏の春秋学―」（『中国中世史研究会』、東海大学出版会、一九七〇年）は、劉知幾の経書批判が宋代の学術を生み出す契機となったとし、劉起釪氏『尚书学史（修訂本）』（中華書局、二〇一七年）第七章「宋学对《尚书》学的发展与疑辨」は、『史通』疑古篇に触れて、中唐春秋学と同じく、宋代の注疏を取らない経学の気風を形成した一因であるとしている。

（6）その主な担い手や学術としては、韓愈・柳宗元等の古文復興運動や、柳宗元・劉禹錫による「天」への議論、啖助・趙匡・陸淳等による中唐春秋学等が挙げられる。なお、中唐期の学術については、張躍氏『唐代后期儒学』（上海人民出版社、一九九四年）を参照。

（7）許冠三氏『劉知幾的實錄史學』（香港中文大學出版社、一九八三年）第八章、四節「〈疑古〉篇與疑古史學派」、注4前掲の金谷治氏著書「これを歴代に求む―劉知幾―」、林時民氏『劉知幾史學論稿』（臺灣學生書局、二〇一五年）「試論劉知幾史學思想的本源」四、「懐疑精神」等。

（8）内山俊彦氏「劉知幾の史學思想」（『日本中国学会報』第二三号、一九七一年）、榎一雄氏「史通の成立について」（『國學院雑誌』第七十七巻　第三号、一九七六年）、許凌雲氏『刘知几评传』（南京大学出版社、二〇一一年）下篇　第二章、一「孔子观」等。

（9）許氏は注（7）前掲著書の第三章「実録義例上　史料學」で疑古篇に、史料考証として「内証」と「外証」とが相互に見えるとし、前者を類比推理による帰納・演繹法とし、後者を文献的証拠によるものであると指摘した。福島正氏は「『史通』疑古篇論考―述者の意識―」（『中国思想史研究』第四号、一九八一年）で、文献間の異説を対照する方法、常識的見地からの合理主義的論証法、歴史的類比法に分類し、「彼の旺盛な批判精神が示されている」とし、「「述者」としての孔子の失を正した」ものであると指摘する。宮岸雄介氏は「劉知幾の経書批判にみえる思考様式」（『防衛医科大学校進学課程研究紀要』第四〇号、二〇一七年）で疑古篇の論証方法は「劉知幾が常に掲げる「理」の運用であった」と指摘する。また、宮岸氏は、「尚古から疑古へ―『史通』に現れた歴史観をめぐって―」（『防衛医科大学校進学課程研究紀要』第四四号、二〇二一年）で、疑古篇は先秦諸子や『荀子』の歴史観の継承が確認できると指摘している。渡邉義浩氏は、「『史通』の経書批判と『論衡』」（『東洋研究』第二二〇号、二〇二一年）において、劉知幾の『尚書』への批判は、王充の方法論の継承であるとし、「経験則に基づく自らの「理」により批判するもの」と「他書との比較により『尚書』を批判するもの」とに分類している。裴松之が確立した「史学独自の史料批判という方法論を経書に用いた」とし、さらに、「劉知幾は、儒教経典を史書と設定することにより、その事実関係の叙述が悪を「諱」んでいると攻撃し、儒教の聖人像を偏頗なものと批判する」としている。

（10）『漢書』巻三〇芸文志、六芸略、春秋に「左史は言を記し、右史は事を記し、事は『春秋』と爲り、言は『尚書』と爲り、…（左史記言、右史記事、事爲『春秋』、言爲『尚書』、…）」とある。

（11）六家篇の冒頭に「其の流に六有り、一に曰はく『尚書』家、二に曰はく『春秋』家、三に曰はく『左傳』家、四に曰はく『國語』家、五に曰はく『史記』家、六に曰はく『漢書』家（其流有六、一曰『尚書』家、二曰『春秋』家、三曰『左傳』家、四曰『國語』家、五曰『史記』家、六曰『漢書』家）」とある。

（12）桓玄は東晋より帝位を簒奪したが、数日後に劉裕によって殺された。

（13）『春秋左氏伝正義』（芸文印書館本）成公十三年に見える。

（14）『文選』巻四四所収「爲袁紹檄豫州」がその檄文である。

（15）『旧唐書』巻一四七、杜佑伝に「初めて開元の末、劉秩 經史百家の言を采り、『周禮』の六官の職とする所を取り、分門書

三十五卷を撰し、號して『政典』と曰ふ。（中略）佑 其の書を得て、尋いで厥の旨を味はひ、以て條目は未だ盡されずと爲し、因りて之を廣げ、加ふるに開元の禮・樂を以てす。書は二百卷と成り、號して『通典』と曰ふ。（初開元末、劉秩采經史百家之言、取『周禮』六官所職、撰分門書三十五卷、號曰『政典』。（中略）佑得其書、尋味厥旨、以爲條目未盡、因而廣之、加以開元禮・樂。書成二百卷、號曰『通典』）」とある。以下『通典』の引用は『通典』（中華書局、二〇〇三年）からである。また『通典』の成立については、北川俊昭氏「『通典』編纂始末考：とくにその上獻の時期をめぐって」（『東洋史研究』第五七号、一九九八年）を参照。

（16） 中唐春秋学については、注（6）で前掲した張氏著書及び、島一氏「啖・趙・陸らの春秋学とその周辺」（『立命館文學（立命館大学創設八十周年記念文学部論集）』四三九～四四一号、一九八二年）、同氏「中唐春秋学の形成」（『東方学』第九三号、一九九七年）、齋木哲郎氏「永貞革新と春秋学―唐代春秋学の政治的展開―」（『鳴門教育大学研究紀要』第二二巻、二〇〇七年）等を参照。

（17） 『柳宗元集（中國古典文學基本叢書）』（中華書局、二〇〇〇年）第一冊巻九。

（18） ここの「大中」という語と概念については、注（16）前掲の齋木氏の論考に永貞革新集団が「大中の説」、「中庸」、「中」等と同義語として用いたスローガンであり、「政治の旧弊を是正してこれを中道に立ち戻らせる政策、ないしその理念」と定義している。また、中嶋隆藏氏「【二〇〇九年度講演記録】柳宗元の大中思想と六朝經學」（『六朝学術学会報』第十二集、二〇一一年）も参照。

（19） 『呂和叔文集』（四部叢刊本）巻八。

（20） こうした聖人に接近しようとする思潮は、柳宗元の「天爵論」（『柳宗元集』第一冊巻三）にも見える。柳宗元は『孟子』に見える「天爵」について論じ、「天」が人に付与するとされる「剛健の氣」と「純粋の氣」は、「志」と「明」であるとし、聖人か愚人かの違いは先の二者の有無にあるとする。そして、「然れば則ち聖賢の愚と異なるや、職だ此れのみ。仲尼の志と明とをして得て奪ふべからしむるは、則ち庸夫なり。之を庸夫に授くれば、則ち仲尼なり。若し乃ち明の遠邇、志の恒久あれば、庸ぞ天爵に級有るに非ずや。故に聖人曰はく「敏にして以て之を求めよ」とは、明の謂ひなり、「之を爲して厭はず」とは、志の謂ひなり。（然則聖賢之異愚也、職此而已。使仲尼之志之明可得而奪、則庸夫矣。授之於庸夫、則仲尼矣。若乃明之遠邇、志之恒久、庸非天爵之有級哉。故聖人曰「敏以求之」、明之謂也、「爲之不厭」、志之謂也）」と、愚人も「志」と「明」とを後天的な陶冶を通し

て求めれば、孔子のような聖賢に到達できるとしている。

(21) ちなみに吉川忠夫氏は『六朝隋唐文史哲論集Ⅰ人・家・学術』（法蔵館、二〇二〇年）序章「六朝隋唐時代の社会と思想」、四節「唐代における新潮流」で、中唐春秋学の経書解釈について、「…かくして経文解釈の基準は、外なる権威を排して内なる己れにもとめられたのであって、それは経書の作者である聖人と自己とが面々あい対する態度であったということができるであろう」と言及している。

附記

疑古篇「其の疑事」十條中、「諸子の異説」を引用した例とした三條のそれぞれその手法が現れている箇所を傍線で示し、全体の要約を附した。

蓋虞書之美放勛也、云「克明俊德」。而陸賈『新語』又曰、「堯・舜之人、比屋可封。」蓋因堯典成文而廣造奇説也。案『春秋傳』云、高陽・高辛二氏各有才子八人、謂之元・凱。此十六族也、世濟其美、不隕其名、以至於堯、堯不能舉。帝鴻氏・少吳氏・顓頊氏各有不才子、謂之渾沌・窮奇・檮杌。此三族也、世濟其凶、增其悪名、以至於堯、堯不能去。縉雲氏亦有不才子、天下謂之饕餮、以比三族、俱稱四凶。而堯亦不能去。斯則當堯之世、小人君子、比肩齊列、善悪無分、賢愚共貫。且『論語』有云、「舜舉咎繇、不仁者遠。」是則當咎繇未舉、不仁甚多、彌驗堯時群小在位者矣。又安得謂之「克明俊德」、「比屋可封」者乎。其疑一也。

『尚書』堯典と『新語』無為篇の堯・舜の治世に関する記述に対して、『春秋左氏伝』文公十八年と『論語』顔淵篇を傍証として引用して懐疑を示す。

湯誓序云、「湯伐桀、戰於鳴條。」又云、「湯放桀於南巢、唯有慚德。」而『周書』殷祝篇稱「桀讓湯王位」云云。此則有異於『尚書』。如『周書』之所説、豈非湯既勝桀、力制夏人、使桀推讓、歸王於己。蓋欲比跡堯・舜、襲其高名者乎。又案『墨子』云、「湯以天下讓務光、而使人説曰、湯欲加悪名於汝。務光遂投清冷之泉而死。」湯乃即位無疑。然則湯之飾讓、僞跡甚多。考墨家所言、雅與『周書』相會。夫『（周）書』之作、本出『尚書』、孔父截翦浮詞、裁成雅誥、去其鄙事、直云「慚德」、豈非欲滅湯之過、增桀之悪者乎。其疑五也。

『尚書』湯誓の序に、湯は桀を討伐して、さらに放逐したため徳を恥じたとあるのに対して、『逸周書』殷祝篇・『墨子』（現行本『墨子』には、この記述が見えない。類似した記述は『韓非子』説林上篇及び、『荘子』讓王篇に見えており、『荘子』は務光を瞀光に作っている。）を傍証として引用し、湯の過失を消滅させ、桀の悪事を加増させたのではないかと懐疑を示す。

『論語』曰、「太伯可謂至德也已。三以天下讓、民無得而稱焉。」案『呂氏春秋』所載云云、斯則太王鍾愛厥孫、將立其父。太伯年居長嫡、地實妨賢。向若強顏苟視、懷疑不去、大則類衛汲之誅、小則同楚建之逐。雖欲勿讓、君親其立諸。且太王之殂、太伯來赴、季歷承考遺命、推讓厥昆、太伯以形質已殘、有辭獲免。原夫毀茲玉體、從彼被髪者、本以外絶嫌疑、内釋猜忌、譬雄雞自斷其尾、用獲免於人犧者焉。又案『春秋』、晋士蔿見申生之將廢也、曰、爲呉太伯、猶有令名。斯則太伯・申生、事如一體。直以出處有異、故成敗不同。若夫子之論太伯也、必美其因病成妍、轉禍爲福、斯則當矣。如云「可謂至德」者、無乃謬爲其譽乎。其疑九也。

『論語』泰伯篇に太伯は至德とする評価に対して『呂氏春秋』（現行本『呂氏春秋』には、この記述が見られない。清の浦起龍『通釈』では、『呉越春秋』の誤りであると指摘している。『呉越春秋』呉太伯伝には、類似した記述が見える。）の太伯に関する記述と『春秋左氏伝』閔公元年の晋の士蔿が、太子の申生に述べた言葉を傍証として引用し、至德と評価するのは誤りではないかと指摘する。

〔キーワード〕劉知幾、史通、疑古、尚書、唐代学術思想